

議第14号

令和3年度滋賀県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

	総合病院	小児保健医療 センター	精神医療 センター	計
	535床	100床	123床	758床

(2) 年間患者数

	総合病院	小児保健医療 センター	精神医療 センター	計
入院	153,300人	26,645人	35,040人	214,985人
外来	203,279人	49,646人	28,369人	281,294人

(3) 1日平均患者数

	総合病院	小児保健医療 センター	精神医療 センター	計
入院	420人	73人	96人	589人
外来	840人	205人	118人	1,163人

(4) 主要な建設改良事業

- 総合病院病院整備事業
- 医療器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

款	項	金額
1 病院事業収益		千円 25,523,500
	1 医療収益	20,405,395
	2 医療外収益	4,844,705
	3 附帯事業収益	273,400

支 出

款	項	金 額
1 病 院 事 業 費 用		千円 25,700,000
	1 医 業 費 用	24,656,138
	2 医 業 外 費 用	770,462
	3 附 帯 事 業 費 用	273,400

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,134,200千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 1,592,100
	1 企 業 債	1,555,300
	2 負 担 金	36,800

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 3,726,300
	1 建 設 改 良 費	1,681,728
	2 企 業 債 償 還 金	2,044,572

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総合病院運営管理事業 (診療材料調達業務)	令和4年度	2,400,000千円
総合病院運営管理事業 (臨床検査業務)	令和4年度	116,362千円
総合病院運営管理事業 (物品管理業務)	令和4年度から 令和6年度まで	159,192千円
総合病院運営管理事業 (手術室・中央滅菌室) 〔消毒滅菌業務〕	令和4年度から 令和6年度まで	245,919千円
総合病院運営管理事業 (遠隔操作型内視鏡下) 手術システム 保守点検業務)	令和4年度	20,845千円
総合病院運営管理事業 (病院情報システム) 〔再構築支援業務〕	令和4年度	3,850千円
小児保健医療センター運営管理事業 (臨床検査業務)	令和4年度	14,400千円
小児保健医療センター運営管理事業 (病院情報システム) 〔再構築支援業務〕	令和4年度	3,850千円
医薬品調達業務	令和4年度	3,400,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合病院病院整備事業費	千円 1,454,400	普通貸借または証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いままたは借換をすることができる。
小児保健医療センター病院整備事業費	84,900			
精神医療センター病院整備事業費	16,000			
計	1,555,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,575,701千円

(2) 交際費 60千円

(他会計からの補助金)

第9条 がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,427,946千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,720,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
工具器具および備品	ポジトロンエミッションCT診断装置	1
	磁気共鳴画像検査装置	1
	手術用生体情報モニタ	1

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

議第14号
令和3年度滋賀県病院事業会計予算